

いわき市農業委員会第22回農地部会議事録

1 開催日時

平成29年4月20日（木）15時50分から16時34分

2 開催場所

いわき市文化センター 2階 第1会議室

3 出席者（16人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（11人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂	8番	佐藤 好弘		
		10番	青木 泰榮	15番	草野 久仁昭
4番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		

(2) 事務局（5人）

黒川 政彦 事務局長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

近藤 一也 農地調整係 主査

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（4人）

3番 大竹 公治

5番 飯高 敬一

12番 鈴木 ヒデ子

14番 佐川 良平

5 会議の概要

- 農地部会長
(以下、議長) それでは、只今から第22回農地部会を開催いたします。
本日の通告欠席者は、3番 大竹公治委員、5番 飯高敬一委員、
12番 鈴木ヒデ子委員、14番 佐川良平委員の4名であります。只
今15名中、11名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」し
ておりますことをご報告いたします。
次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指
名することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議がないようですので、指名いたします。
8番 佐藤好弘委員、10番 青木泰榮委員にお願いいたします。
議事に入る前に、事務局の人事異動による発言を求められており
ます。それでは、事務局お願いします。
- 事務局長 今回の人事異動による、転入・転出職員につきましては、先月の
総会においてご紹介申し上げましたが、所属係及び担当事務が決定
いたしましたので、改めてご紹介いたします。
農地部会の担当である農地調整係の職員をご紹介いたします。
農地調整係長の林克伊です。
〈林係長 自己紹介〉
4条及び5条の転用許可を担当します。
近藤一也主査です。
〈近藤主査 自己紹介〉
同じく4条及び5条の転用許可を担当します。
石島大輔事務主任です。
〈石島事務主任 自己紹介〉
農用地利用集積計画を担当します。
西山諒事務主任です。
〈西山事務主任 自己紹介〉
ここには出席しておりませんが、宇佐見剛事務主任は3条許可を
担当し、藁谷裕主査は、現況確認証明を担当し、鈴木恵理子事務主
任は、4条及び5条の転用届出を担当します。
以上でありますのでよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報
告案件で取り下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前回開催され

ました農政振興部会の報告を事務局から説明お願いいたします。

林係長

取下げ、訂正、追案等について説明いたします。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において訂正が2件、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」において取下げが1件、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」において追案が1件ございます。詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。

事務局長

それでは、事務局より、3月17日（金）に開催されました第19回農政振興部会の結果についてご報告いたします。

平成29年3月27日（月）に開催しました第14回総会の議案であります平成29年度業務計画書（案）の内容について、事前説明をしたところです。

前回の農政振興部会の結果報告につきましては、以上でございます。

議 長

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、事務局にも精査させましたが、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長

（議案書朗読）

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査

議案書の3ページをお開き願います。

3条許可申請について説明いたします。

1番、申請地、平、地目は全て畑、合計面積は2,856㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外4件、5番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、6番、申請地、小川町、地目は畑、面積は1,433㎡でございます。

権利移動事由は、使用貸借権の設定でございます。

続きまして、7番、申請地、勿来町、地目は田、合計面積は3,679 m²でございます。

続きまして、8番、申請地、三和町、地目は畑、合計面積は5,953 m²でございます。

今月の3条申請面積は、田13,941.11 m²、畑15,643 m²合計29,584.11 m²です。

番号1番から8番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議長 只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

まず、平1区、お願いいたします。

4番長瀬委員 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、遠野・田人地区お願いいたします。

6番荒川委員 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、小川・川前地区お願いいたします。

13番草野委員 番号3番、4番、5番、6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、勿来地区お願いいたします。

11番小野委員 番号7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議長 続いて、内郷・好間・三和地区お願いいたします。

15番草野委員 番号8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

- 議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- 13番草野委員 8番の事案に関して、営農作物は何を予定しているのか。
- 近藤主査 栗、梅、プラム、柑橘類を予定しているとの事です。
- 議 長 その他、ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
- 林係長 (議案書朗読)
詳細につきましては、担当者が説明いたします。
- 石島主任 議案書6ページをお開き願います。
では、議案第2号、農地法第4条第1項許可を説明いたします。
お手元に配布しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。
位置図1・2ページをお開き願います。
番号1番、申請土地の表示であります、住所は遠野町、登記地目は畑、面積は340㎡であります。
目的につきましては、自己住宅敷地であります。
事業の確実性についてですが、申請人が居住する住宅が東日本大震災により、り災し、改修が必要となりましたが、同居する高齢の親族にとって、既存住宅は障害となる箇所が複数あることから、既存住宅に隣接する当該土地に別宅を新たに建築する案件であり、事業実施は確実であると思われま。
- 議 長 以上1件、面積の合計は、畑340㎡であり、合計も340㎡であります。説明は以上です。
- 議 長 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。

ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。
遠野・田人地区、お願いいたします。

6 番荒川委員 番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題は
ありませんでした。報告は以上です。

議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、
その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による
許可申請について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて」事務局より説明を願います。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査 議案書 8 ページをお開き願います

では、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項許可を説明いたします。

お手元に配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧
になりながらお聞きくださるようお願いいたします。

まず、2 点修正がございます。

番号 4 番の案件につきまして、面積が 78.64㎡となっております
が、正しくは 78㎡ですので修正願います。これにより 8 ページの計
が、田が 4,555.34㎡、畑が 213.00㎡、合計が 4,768.34㎡となります
ので修正願います。

2 点目の修正ですが番号 5 番の案件につきまして、転用許可を 1
枚の申請書で申請しておりますが、飛び地であり、転用目的が違う
ことから、番号 5 番、番号 6 番とします。転用面積について、5 番
の合計が 1,319㎡、6 番が 1,389㎡となりますので修正願います。ま

た、転用目的について、5番が資材倉庫及び駐車場、6番が資材置場となりますので修正願います。

位置図3・4ページをお開き願います。

番号1番、申請土地の表示であります。住所は平、登記地目は畑、面積は213㎡であります。権利の移動につきましては、使用賃借権であります。目的につきましては、宅地への進入路敷地であります。事業実施の確実性につきましては、譲受人は現在佐糠町の借家で生活しておりますが、平成28年に長男が生まれたことに伴い、申請地隣接宅地である実家の建て替えを行い、両親と同居する計画であります。しかし、この宅地については公道に接しておらず、法令に定める接道義務が果たせないため、実家前の農地を進入路として利用したいという案件であるので、事業実施は確実であると思われま

す。

位置図5・6ページをお開き願います。

番号2番、申請土地の表示であります。住所は好間町、登記地目は田、転用面積は3,620㎡のうち1,371.34㎡。

権利の移動につきましては、賃借権の設定であります。

転用目的につきましては、太陽光パネル敷地であります。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢で耕作を行うことが出来ず、また、後継者もいないため、今後の土地の有効活用として行う案件であるため、事業実施は確実であります。

位置図7・8ページをお開き願います。

番号3番、申請土地の表示であります。住所は遠野町、登記地目は田、転用面積398㎡。権利の移動につきましては、地上権の設定であります。

目的につきましては、太陽光発電パネルの設置であります。

事業の確実性についてですが、譲受人が譲渡人から原野化防止の相談を受け、事業内容を説明したところ、譲渡人からクリーンエネルギー発電について賛同が得られ、太陽光発電設備を増設するという案件であることから事業実施は確実であると思われま

す。

位置図10・11ページをお開き願います。

番号4番、申請土地の表示であります。住所は遠野町、登記地目は田、転用面積78㎡であります。権利の移動につきましては、賃借権の設定であります。

目的につきましては、資材倉庫及び駐車場への進入路であります。

事業の確実性についてですが、隣地に資材倉庫及び駐車場を設置するにあたり、県道からの出入り口を確保する案件であることから事業実施は確実であると思われま

位置図9・11ページをお開き願います。

番号5番、申請土地の表示であります。住所は遠野町、登記地目は田、転用面積1,319㎡であります。

権利の移動につきましては、所有権の移転であります。

目的につきましては、資材倉庫及び駐車場の設置であります。

事業の確実性についてですが、震災後、譲受人が実施していた土木事業が多忙となり、自社ダンプカーの駐車場所や製品の保管場所の確保が急務となっておりますが、それら諸問題の解決を図る案件であることから事業実施は確実であると思われま

位置図9・12ページをお開き願います。

申請土地の表示であります。住所は遠野町、登記地目は田、転用面積1,389㎡であります。

権利の移動につきましては、所有権の移転であります。

目的につきましては、資材置場であります。

事業の確実性についてですが、震災後、譲受人が実施していた土木事業が多忙となり、山砂や砂利等の資材置き場の不足の解決を図る案件であることから事業実施は確実であると思われま

説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。
ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

議 長 まず、平1区、お願いいたします。

2番木村委員 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議 長 続いて、内郷・好間・三和地区お願いいたします。

15番草野委員 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

6番荒川委員 番号3、4、5、6番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。

議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書10ページをお開き願います。

まず、1点取下げがございます。

第3号、期間満了に伴い、利用権(賃貸借)を再度設定する事案の番号2番につきまして、賃貸借の合意解約の通知があったため、取下げをお願いいたします。これにより10ページの第3号、利用権の再設定(賃貸借)の実施地区が勿来、借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田9筆、地目及び面積、田4,377㎡となります。また22ページの小川地区が取下げとなりますので削除願います。これにより合計が、借り手1名、貸し手1名、筆数9筆、面積4,377㎡、備考欄が、田9筆、4,377㎡となります。また、23ページの番号2番が取下げとなりますので削除願います。以上です。

農用地利用集積計画第1号から第4号の内容について説明いたします。

第1号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は、平、三和。

借り手1名、貸し手45名、対象筆数、田136筆、畑3筆、地目及び面積、田249,469㎡、畑8,361㎡と、なっております。

第2号は、新たに利用権(賃貸借)を設定する事案でございます。

実施地区は、平、遠野、小川、三和。

借り手4名、貸し手5名、対象筆数、田9筆、地目及び面積、田17,325㎡となっております。

第3号は、期間満了に伴い、利用権（賃貸借）を再度設定する事案でございます。

実施地区は、勿来。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田9筆、地目及び面積、田4,377㎡となっております。

第4号は、期間満了に伴い、利用権（使用貸借）を再度設定する事案でございます。

実施地区は、平。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田4筆、地目及び面積、田9,030㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第1号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年4月28日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外2筆、現況地目、畑、面積、8,361㎡外44件、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第2号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年4月28日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外2筆、現況地目、田、面積、3,031㎡外4件、詳細につきましては、記載のとおりです。

次ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第3号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年4月28

日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、山田町外8筆、現況地目、田、面積、4,377㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成29年度、第4号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成29年4月28日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外3筆、現況地目、田、面積9,030㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第1号から第4号までの計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(意義なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

議長 次に、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」事務局より説明をお願いします。

林係長 （議案書朗読）
詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書28ページをお開き願います。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。
土地の所在は、山田町外4筆、現況地目、田、面積、3,527㎡外3件、詳細につきましては、記載のとおりです。
なお、農用地利用配分計画（案）は平成29年3月17日に開催しました第21回農地部会で議決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものです。
また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。
農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。
説明は以上です。

議長 只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

（意見なしの声）

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（意義なしの声）

議長 ご異議なしと認め、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可

決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

それでは、議案書の30ページをお開き願います。

農地法4条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は平、登記地目は田、面積は549㎡、転用目的は、共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は平成29年3月25日、受理年月日は平成29年3月6日でございます。

外6件ございました。

31ページをお開きください。

合計面積は、田3,949㎡、畑1,331㎡、合計が5,280㎡でございます。

以上を事務局長が、専決処分いたしましたので、報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

それでは、議案書の33ページをお開き願います。

農地法5条届出について、説明いたします。

番号1、土地の所在地は金山町、登記地目は畑、面積は329㎡、転用目的は共同住宅敷地の一部、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成29年4月1日、受理年月日は平成29年3月6日でございます

外22件ございました。

36ページをお開きください。

合計面積は田12,005㎡、畑3,961㎡、合計15,966㎡でございます。

以上を事務局長が、専決処分いたしましたので、報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご

承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

近藤主査

38ページをお開き願います。

18条6項通知について説明いたします。

まず初めに、1件追加がございます。

議案第4号、いわき市農用地利用集積計画にて取下げとなった賃貸借の合意解約について、項目番号12番として追加くださるようお願いいたします。

賃貸人と借入人の住所及び所在地・地目は23ページに記載の内容であり、土地の引き渡し時期は平成29年4月10日となります。

これにより、計が修正となります。

田が40,007㎡、畑は修正なく、合計が41,167㎡となります。

引き続き、報告第3号について説明いたします。

1番、土地の所在地は小川町、地目は田、面積は3,052㎡でございます。

土地の引渡し時期は平成29年3月7日でございます。

外11件、田が40,007㎡、畑1,160㎡、合計面積は41,167㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

議長

次に、「報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

それでは、議案書の42ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、ご説明いたします。

3月中には2件の証明願があり、贈与税の納税猶予についての案件でありました。

面積は、田16,036㎡、畑9,139㎡、合計25,175㎡になります。

審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分致しましたので、ご報告致します。以上です。

議長 以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、皆様から、その他について何かございませんか。

(意見なしの声)

議長 それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第22回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。

ご協力有難うございました。